

## ⑧ 電力・ガス・食料品等価格高騰低所得世帯支援金のお知らせ

問 社会福祉課(内線 157)

「世帯全員が令和 5 年度住民税非課税である世帯」に対し、物価高騰対策として、1 世帯あたり 3 万円を給付します。

**対象世帯** 令和 5 年度住民税非課税世帯で次のすべてに該当する世帯

- ・令和 5 年 6 月 1 日時点で笠間市に住民票がある
- ・世帯員全員が令和 5 年度分の住民税が非課税である

※世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外です。

別表 1 非課税相当額参考

扶養している配偶者・親族の人数	収入額	所得額
0 人	93.0 万円	38.0 万円
1 人	137.8 万円	82.8 万円
2 人	168.0 万円	110.8 万円
3 人	209.7 万円	138.8 万円
4 人	249.7 万円	166.8 万円
障害者、未成年者、寡婦、1 人親の場合	2,043,999 円	135.0 万円

**給付額** 1 世帯当たり 3 万円を 1 回支給(原則として、世帯主の口座に振り込みます)。

**申請方法等** 対象世帯に対し、7 月 3 日(月)から確認書を順次発送します。必要事項を記入後、同封の返信用封筒で返送することで手続きが終了します。

- 支給方法**
- 1 原則として、確認書等で指定した世帯主の金融機関口座へ振り込みます。
  - 2 市が書類を受理した日から、約 4 週間を目安に指定口座へ振り込みます(返送書類に不備がない場合)。振込予定日は、後日通知します。

●令和 5 年 1 月 2 日以降に転入した世帯および世帯員に異動があった世帯は、確認書が届かない場合があります。その際はお問い合わせください。

**受付期間** 7 月 4 日(火)～10 月 4 日(水) ※最終日消印有効

**DV 等避難者** 配偶者やその他親族からの暴力など(DV)を理由に避難している方

- ・DV 等で住民票を動かさず、笠間市に避難中の方も、住民税非課税世帯等に対する臨時交付金をご自身が受給できる可能性があります。
- ・住民票上の世帯主が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV 保護命令と収入要件)を満たせば、受給することができます。詳しくはお問い合わせください。

## ⑨ 病児保育室を利用できます

問 市立病院 病児保育室 TEL 0296-71-8680

家庭での保育を行うことが困難な場合に、お子さんを一時的に預かりします。事前の利用登録が必要です。詳しくは市ホームページ(⇒「病児保育」で検索)をご覧ください。

**日時** 月～金曜日 午前 8 時～午後 6 時

**場所** 市立病院 病児保育室(笠間市南友部 1966-1)

**対象** 次のすべてに該当する方

- 市内在住・在勤の保護者の生後 6 か月～小学 6 年生までのお子さん
- お子さんが病気やケガにより安静を必要とし、集団保育が困難な場合
- 保護者の勤務の都合等により、家庭での保育が困難な場合

**定員** 3 名

**利用料金** 市内在住: 2,000 円/日、1,000 円/5 時間 市内在勤: 2,500 円/日、1,500 円/5 時間